

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令要綱

第一 工業所有権に関する手続に係る書面に記載された事項の磁気ディスクへの記録を求める者が納付すべき手数料の額を改めること。

(本則関係)

第二 この政令は、令和四年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)